森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]

- 2 [略]
- 成、被害森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。
- 4 「略]
- を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、そ の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(7)$ [略]

- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要 件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の 除去及び不良木の淘汰をいう。
- (9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広 葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改 善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森 林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良 木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒

イ・ウ [略]

(10)~(12) [略]

2 「略]

- 3 この規則において「特定森林再生事業」とは、森林緊急造 3 この規則において「特定森林再生事業」とは、森林緊急造 成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び保全 松林緊急保護整備をいう。
 - 4 「略]
- 5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件 5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件 を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、そ の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(7)$ [略]

- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要 件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の 除去、不良木の淘汰並びにこれら除去又は淘汰した不用木 等(被害木を含む。)の搬出及び集積をいう。
- (9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広 葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改 善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森 林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良 木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去 、淘汰又は伐倒した不用木等(被害木を含む。)の搬出 及び集積

イ・ウ [略]

(10)~(12) [略]

- 6 この規則において「重要インフラ施設周辺森林整備」とは 、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げ るものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる
 - (1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的と して行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定 める前生樹の伐倒及び除去をいう。
 - (2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に

- 定める林齢の森林(長期育成循環施業の対象となる森林 にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林)におい て行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、 不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表の かき起こし及び不用萌芽の除去
- イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地 存え 、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし 、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施 肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林 木の枝葉の除去
- (3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び 雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。
- (4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧に よる倒伏木を起こすこと (次号の倒木起こしに該当するも のを除く。)をいう。
- (5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象 災害等による倒伏木を起こすことをいう。
- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐(第9号に掲げる更新伐をいう。) と一体的に行う林木の枝 葉の除去をいう。
- (7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵 入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びにこれら除去又は淘汰した不用木等(被害木を含む。)の搬出及び集積をいう。
- (9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広 葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改 善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森 林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良 木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去 、淘汰又は伐倒した不用木等(被害木を含む。)の搬出 及び集積
 - イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層 林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林に おいて行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の 淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及 び伐採の方法については、別に定めるもの
 - ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層 林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林に

おいて行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の 淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積 については、別に定めるもの

- (10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に 実施する施設等の整備(ただし、ア(イ)にあっては、一体 的に実施しないものを含む。) であって、次に掲げるもの をいう。
 - ア 鳥獣害防止施設等整備
 - (ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的と して行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣 の移動の制御等を図るための施設等の整備
 - (イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資 機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及 び林内かん水施設の整備
 - ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壌の 適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕 うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並 びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土留 工等
 - エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒 廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量 が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く 。)
- (11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって 、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施 <u>するも</u>のをいう。
- <u>7</u> [略]
- 8 [略]
- <u>9</u> [略]
- 10 「略]
- 11 [略]
- 12 [略]
- 12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもの 13 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもの で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号 に定めるものをいう。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者(森 林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ 。)、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合 連合会をいう。以下同じ。)、森林整備法人等(森林整備 法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第

- 6 [略]
- [略] 7
- [略] 8
- 9 [略]
- 10 [略]
- 11 [略]
- で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号 に定めるものをいう。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者(森 林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ 。)、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合 連合会をいう。以下同じ。)、森林整備法人等(森林整備 法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第

2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。)及び一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第 48号) 第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主 たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社 員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若し くは一部を拠出しているものに限る。) をいう。以下同じ 。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7 号に掲げる営利を目的としない者(以下「特定非営利活動 法人等」という。)、同条第8号に掲げる農林水産大臣が 定める基準に従った規約を有しているもの(以下「森林所 有者の団体」という。)、森林経営計画(森林法第11条第 5項の森林経営計画をいう。以下同じ。) の認定を受けた 者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等 促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (平成20年法律第32号) 第5条第1項に規定する特定間伐 等促進計画をいう。以下同じ。) において特定間伐等の実 施主体に位置付けられた者、森林経営管理法(平成30年法 律第35号) 第36条第2項の規定により県が公表する民間事 業者(以下「民間事業者」という。)及び森林経営管理法 附則第4条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法 」という。) 第10条の11の4第1項(旧森林法第10条の11 の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定に基づく知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」

(2) • (3) 「略]

という。)

(4) [略]

<u>(5)</u> [略]

<u>(6)</u> [略]

(7) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。) 及び一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第 48号) 第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主 たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社 員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若し くは一部を拠出しているものに限る。) をいう。以下同じ 。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7 号に掲げる営利を目的としない者(以下「特定非営利活動 法人等」という。)、同条第8号に掲げる農林水産大臣が 定める基準に従った規約を有しているもの(以下「森林所 有者の団体」という。)、森林経営計画(森林法第11条第 5項の森林経営計画をいう。以下同じ。) の認定を受けた 者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等 促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (平成20年法律第32号) 第5条第1項に規定する特定間伐 等促進計画をいう。以下同じ。) において特定間伐等の実 施主体に位置付けられた者及び森林経営管理法(平成30年 法律第35号) 第36条第2項の規定により県が公表する民間 事業者(以下「民間事業者」という。)

(2) • (3) 「略]

(4) 特定森林再生事業のうち重要インフラ施設周辺森林整備 市町村(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者及び重要インフラ施設(鉄道、道路等別に定める生活基盤の関連施設をいう。以下同じ。)の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

<u>(5)</u> [略]

<u>(6)</u> [略]

<u>(7)</u> [略]

(8) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業 (森林緊急造成及び被害森林整備に限る。) 及び機能回復整 備事業(耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業 に限る。) にあっては100分の40(市町村又は森林整備法人 等が行う森林緊急造成にあっては、100分の50)、特定森林 再生事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業 のうち特定林地改良等にあっては100分の70(衛生伐にあっ ては、100分の75)とし、補助額は、別に定めるところによ り査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする

(補助金の交付の条件)

とする。

(1) • (2) 「略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度 から起算して5年以内(特定森林再生事業のうち森林緊急 造成及び被害森林整備にあっては、事業の実施後おおむね 10年を経過するまでの間) に当該補助事業の施行地を森林 以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しく は譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該 事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去 を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又 は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理の ために必要な行為を除く。) その他補助目的を達成するこ とが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当 該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとと もに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた 補助金相当額を返還すること。

$(4)\sim(8)$ 「略]

(9) 第2条第2項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第2 号ク(イ)又は第9項第10号イの更新伐を実施した場合にあ っては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循 環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める 維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条 第2項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6項第2号ク(ウ)又 は第9項第10号ウの更新伐を実施した場合にあっては当該 更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐 を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業 の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業 (森林緊急造成及び被害森林整備に限る。) 及び機能回復整 備事業(耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業 に限る。) にあっては100分の40(市町村又は森林整備法人 等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備に あっては、100分の50)、特定森林再生事業のうち保全松林 緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等に あっては100分の70(衛生伐にあっては、100分の75)とし、 補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を 乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件 第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件 とする。

(1) • (2) 「略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度 から起算して5年以内(特定森林再生事業のうち森林緊急 造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備に あっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間) に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助 事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、 地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外 の用途へ転用される場合を含む。) する行為又は補助事業 施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道 整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業 により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く 。) その他補助目的を達成することが困難となる行為をし ようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所 管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしよう とする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還する こと。

$(4)\sim(8)$ 「略]

(9) 第2条第2項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第9 号イ、第7項第2号ク(イ)又は第10項第10号イの更新伐を 実施した場合にあっては当該更新伐を実施した後に立木の 材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備 事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行 ったとき、第2条第2項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6 項第9号ウ、第7項第2号ク(ウ)又は第10項第10号ウの更 新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した年度 から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接 する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を

伐に係る補助金相当額を返還すること。

(10) [略]

2·3 [略]

別表 (第4条関係)

申請書及び添付書類	提出部数
[略]	[略]
13 [略]	
14 施業代行者に対する知事による裁定通知	
書の写し	
15 [略]	
16 [略]	

実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額 を返還すること。

(10) [略]

2 • 3 [略]

別表(第4条関係)

	申請書及び添付書類	提出部数
[略]		[略]
13 [略]		
<u>14</u> [略]		
15 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、令和2年度分の補助金から適用 する。